証券コード　3066
2021年６月７日

株　主　各　位

名古屋市緑区桶狭間切戸2217番地
株式会社JBイレブン
代表取締役社長　新　美　　司

第40期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
さて、当社第40期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。
なお、当日ご出席願えない場合は、インターネットまたは書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年６月25日（金曜日）営業時間終了時（午後６時）までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2021年６月28日(月曜日) 午前10時
２．場　　所　名古屋市南区東又兵ヱ町五丁目１番地の16
日本ガイシフォーラム２階レセプションホール
（会場が昨年と異なっておりますので、ご注意ください。末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

３．目的事項
報告事項
１．第40期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第40期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　資本準備金の額の減少および剰余金の処分の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件
第３号議案　補欠の監査等委員である取締役２名選任の件

以　上

＜新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ＞
◎懇親試食会につきましては、感染拡大防止の観点から中止とさせていただきますので、何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。
◎新型コロナウイルスの更なる感染拡大が懸念されています。株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の健康状態にご留意いただき、感染予防にご配慮いただきますようお願い申しあげます。また、株主総会へのご出席を見合わせることもご検討ください。なお、株主総会会場にご来場されましても、充分なお席が確保できない可能性がございます。万が一お席がご用意できない場合、何卒ご容赦いただきますようお願い申しあげます。
◎ご高齢の方、持病をお持ちの方、妊娠されている方のご出席については十分にご検討ください。体調不良と思われる方は、ご入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承のほど宜しくお願い申しあげます。株主総会の議決権行使は、書面またはインターネットによる方法がございますので、是非、そちらをご利用ください。

◎当日当社役職員は、マスクを着用させていただいています。ご来場の株主様におかれましても、アルコール消毒液の利用とマスクの着用にご協力をお願い申しあげます。
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎本招集ご通知の内容につきましては、株主の皆様へ早期に情報を提供する観点から、本招集ご通知発送前に、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.jb11.co.jp/）に開示しました。
◎次の事項につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、上記当社のウェブサイトに掲載していますので本招集ご通知の添付書類には記載していません。
①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
②計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
したがいまして、本招集ご通知添付書類に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類および計算書類の一部です。
◎株主総会参考書類および事業報告、計算書類ならびに連結計算書類に修正が生じた場合は、上記当社ウェブサイトに掲載いたします。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の３つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。

日 時 2021年６月28日（月曜日）午前10時

場 所 名古屋市南区東又兵ヱ町五丁目１番地の16
日本ガイシフォーラム２階
レセプションホール

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2021年６月25日（金曜日）午後６時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使サイト（https://www.web54.net）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2021年６月25日（金曜日）午後６時入力完了分まで

① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。

② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」および「パスワード」をご通知いたします。

③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※ 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

行使期限　2021年6月25日（金）午後６時入力完了分まで

ＱＲコードを読み取る方法「スマート行使」

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

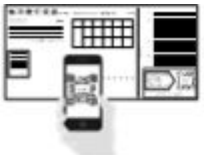

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」+「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

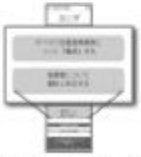

※議決権行使画面はイメージです。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



インターネット議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル

電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）（受付時間9：00～21：00）

（添付書類）

事　業　報　告

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業経過および成果

当連結会計年度（2020年４月１日から2021年３月31日まで）の経済概況は、新型コロナウイルス感染症蔓延により、都市封鎖や消費の蒸発等が続く中、株式市況は活況を呈し、一部の国でワクチン接種の効果も見られました。

国内消費は、消費者の行動変化等により、在宅関連消費が好調に推移する一方で、運輸・宿泊・娯楽・飲食等のサービス業態では、未曽有の危機的影響が続きました。

外食産業全般でも、同感染症拡大が、前連結会計年度末頃からの第１波に続き、当連結会計年度７月には第２波、11月からは第３波と続き、都心型立地や飲酒主体の店舗等では売上が低迷し、ウィズコロナ、アフターコロナと呼ばれる新たなビジネス環境へと激変しました。

このような環境下で当社グループは、コロナ禍に即して、行政の要請への対応、顧客・従業員への安全配慮、手元資金の充分な確保、不動産賃借料の軽減要請等、緊急事態対応を進めつつ、都心型および飲酒重点型店舗の一部を退店する一方で、郊外型店舗の出店、フランチャイズ事業および製造食材販売事業の拡大、同業他社との後方業務の協業等を進めることで、アフターコロナへの収益構造改革を図り、１月には新株予約権発行による資本増強も開始しました。

当連結会計年度の出退店等としては、出店２店舗（愛知県１店舗、三重県１店舗）、リロケーション１店舗、改装５店舗、フランチャイズ店舗への転換３店舗、および退店５店舗（東京都２店舗・愛知県１店舗・奈良県１店舗・兵庫県１店舗）となりました。

以上の結果、当連結会計年度末のグループ店舗数は、直営店85店舗、フランチャイズ店４店舗の合計89店舗、前年同期比３店舗の減少となり、それらの内訳は下表の通りです。

（単位：店舗、後ろの数字は内フランチャイズ店舗数）

部門／業態		当連結会計年度末店舗数	前期末比	関東地区	東海地区	関西地区	中国地区	九州地区
合　計		89/4	−3/＋3	8	68/4	5	5	3
ラーメン部門	小計	57/4	−1/＋3	3	53/4	−	1	−
	一刻魁堂	47/4	−3/＋3	3	43/4	−	1	−
	桶狭間タンメン	5	±0	−	5	−	−	−
	有楽家（横浜家系ラーメン）	4	＋2	−	4	−	−	−
	ロンフーエアキッチン	1	±0	−	1	−	−	−
中華部門	小計	21	−2	1	8	5	4	3
	ロンフーダイニング	16	−1	1	4	5	3	3
	ロンフービストロ	3	−1	−	2	−	1	−
	ロンフーパティオ	1	±0	−	1	−	−	−
	ﾛﾝﾌｰｷｯﾁﾝ加木屋中華	1	±0	−	1	−	−	−
その他	小計	11	±0	4	7	−	−	−
	コメダ珈琲店	8	±0	4	4	−	−	−
	ドン・キホーテ	3	±0	−	3	−	−	−

営業施策として、コロナ禍による売上急減時は、食材フレッシュローテーション維持やクレンリネス徹底に尽力し、テイクアウト強化やデリバリーサービス等も導入しました。ラーメン・中華事業ではブランドポートフォリオ戦略に従い、従前業態の競争力維持に努めるとともに、前期に開発の「横浜家系ラーメン」業態は４店舗へ拡大し、期末の３月には店舗別に異なっていた屋号を「有楽家」へと統一を進めました。しかしながら、店舗休業や営業時間短縮を余儀なくされた結果、既存店売上高は前年比80.1％に落ち込みました。

原価面では、休業および時間短縮等によるロス増大の他、フランチャイズ事業および製造食材販売事業の拡大に伴う原価構造の変化もあり、売上原価率29.6％と前年同期比1.3ポイント悪化しました。

販売費及び一般管理費は、不動産賃借料の減額交渉等、精力的に経費圧縮を図った上、行政要請により店舗営業休止した期間に対する正社員人件費、

固定資産の減価償却費・リース料、および不動産賃借料等の固定費の一部を特別損失へ振替計上したものの、売上高の大幅減少が響き、その売上高に占める割合は71.8%となり、同0.8ポイントの悪化となりました。

以上により、当連結会計年度の売上高は5,978百万円（前年同期比19.6%の減収）となりました。

利益面では、営業損失87百万円(前年同期は営業利益51百万円)、経常損失84百万円（同経常利益58百万円）となりました。

また、コロナ禍に関連した行政からの助成金収入等240百万円を特別利益に計上する一方、将来の投資回収が見込めない12店舗の資産価値を減じたことによる減損損失318百万円、臨時休業等による損失164百万円、５店舗の退店を決定したことによる退店に伴う損失52百万円、改装５店舗に伴う固定資産除却損５百万円等、合計543百万円を特別損失に計上した結果、親会社株主に帰属する当期純損失は386百万円（同親会社株主に帰属する当期純損失83百万円）となりました。

部門別の状況は、次のとおりです。

なお、前連結会計年度末までは、「ラーメン部門」および「中華部門」の２部門を表示していましたが、それら両部門に属さない売上高の割合が増加した為、当連結会計年度の第１四半期連結累計期間より「その他部門」を追加し、両部門に属さない売上高等を表示しています。また、「ラーメン部門」および「中華部門」は、当社の直営店舗による収益のみを含めるものとし、フランチャイズ事業での収益に関しては「その他部門」に含めています。

（ラーメン部門）

当部門の業態は、直営店の「一刻魁堂」、「桶狭間タンメン」、および当期間３月に「有楽家」へと屋号の統一を進めた横浜家系ラーメン、ならびに「ロンフーエアキッチン」です。

当連結会計年度の新規出店は、「有楽家」２店舗（片場店・桑名店）で、「一刻魁堂」４店舗（岐阜島店・垂井店・可児店・緑店）、および「有楽家」１店舗（萩原店）で改装を実施しました。また「一刻魁堂」３店舗（小牧下末店・可児店・ポートウォークみなと店）をフランチャイズ店へと転換するとともに、同３店舗（金山小町店・大和郡山店・イオンモール神戸北店）を退店しました。

これらの結果、当連結会計年度末の当部門の店舗数は、57店舗（前連結会計年度末比１店舗減少）となり、その内訳等は、前掲の表の通りです。なお、中部国際空港内の「ロンフーエアキッチン」セントレア店は、コロナ禍による当連結会計年度中の営業休止が188日間に至りました。

ラーメン部門の店舗は、郊外型および近隣商圏型ショッピングセンター内立地の店舗が大半を占めていることにより、コロナ禍の影響は比較的弱めに推移しました。

ブランドポートフォリオ戦略で体制維持と位置付ける「一刻魁堂」業態では、フランチャイズ店舗への転換を進めつつ、メニュー集約や商品ポーション最適化等を実施し、利益体質の強化を図りました。また、同積極出店と位置付ける「有楽家」業態は、新店の立地開発を強化しつつ、商品構成の見直しや個別商品力の改善等の差別化策を推進し、利益体質が改善しました。同じく将来開発と位置付ける「桶狭間タンメン」業態は、商品等の磨き上げを一層進めるとともに、広告宣伝を「一刻魁堂」業態と共通化する等、ブランド浸透策を推進しました。

以上の結果、当部門の既存店売上高は、前年同期比82.2％となり、客数は同80.5％となりました。

また、新店等を含めた部門合計の売上高は3,735百万円（前年同期比20.0％の減収）となり、全体売上高に占める割合は62.5％となりました。

（中華部門）

当部門の業態は、「ロンフーダイニング」、その派生業態である「ロンフービストロ」および「ロンフーパティオ」、ならびに郊外型の「ロンフーキッチン加木屋中華」です。

当連結会計年度は、当部門で「ロンフーダイニング」１店舗（アスナル金山店）がリロケーションを行った他、「ロンフービストロ」１店舗（丸の内オアゾ店）、「ロンフーダイニング」１店舗（御徒町吉池店）を退店しました。

これらの結果、当連結会計年度末の当部門の店舗数は21店舗（前連結会計年度末比２店舗の減少）となり、その内訳等は、前掲の表の通りです。

中華部門の店舗は、大商圏型ショッピングセンターおよび駅ビル内立地の店舗が大半を占め、加えて飲酒の利用動機も割合が高いため、コロナ禍の影

響を全面的に被り大変厳しい状態が継続しました。デリバリーサービス導入店舗の拡大や、テイクアウト販売の強化等を図ることで、一定の成果はみられましたが、従来の売上高をカバーするまでには至りませんでした。また、当部門では、唯一の郊外型立地であり、ブランドポートフォリオ戦略で将来開発と位置付ける「ロンフーキッチン加木屋中華」業態では、メニュー構成の見直しや核商品の強化等を進め、自社デリバリー等にも取り組みました。

以上の結果、当部門の既存店売上高は、前年同期比70.6%となり、客数は同68.6%となりました。

また、部門合計の売上高は1,214百万円（前年同期比37.3%の減収）となり、全体売上高に占める割合は20.3%となりました。

（その他部門）

当部門は、フランチャイズ事業としての「一刻魁堂」フランチャイジーからの収益、当社グループがフランチャイジーとして運営する喫茶店の「コメダ珈琲店」、直営の洋食店「ドン・キホーテ」、および製造食材の販売事業により構成されています。

当連結会計年度には、「一刻魁堂」３店舗が直営店からフランチャイズ店へと転換された結果、当連結会計年度末の当部門の店舗数は15店舗に増加し、その内訳等は、前掲の表の通りです。

当連結会計年度は、フランチャイズ事業が１店舗から４店舗へ増加したことにより、ロイヤリティ収入や食材販売収入等が大きく伸びました。「コメダ珈琲店」業態では、コロナ禍の影響は軽微で、組織力向上と労働時間コントロールを徹底した結果、収益の大幅拡大を実現しました。また、前期10月より、新たに当社グループに加わった「ドン・キホーテ」業態では、当社グループ理念の組織浸透を図りつつ、メニュー全般の見直しや、設備の更新等を進めました。製造食材の販売事業では、外食他社への販売は低迷しましたが、家庭内消費の増大に伴い工場直売や通信販売等が追い風に乗って急拡大し、売上高前年同期比160.0%に達しました。

以上の結果、当部門合計の売上高は、1,029百万円となり、全体売上高に占める割合は17.2%となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施しました当社グループの設備投資の総額は166百万円で、その主なものは次のとおりです。

(a) 当連結会計年度中の新規出店 （２店舗）

ＪＢレストラン株式会社

ラーメン部門 有楽家（横浜家系ラーメン）

片場店

桑名店

(b) 当連結会計年度中のリロケーション店 （１店舗）

ＪＢレストラン株式会社

中華部門 ロンフーダイニング

アスナル金山店

(c) 当連結会計年度中の既存店リニューアル （５店舗）

ＪＢレストラン株式会社

ラーメン部門 一刻魁堂

岐阜島店

垂井店

可児店

緑店

有楽家（横浜家系ラーメン）

萩原店

(d) 当連結会計年度中のその他の設備投資

桶狭間フーズ株式会社

名古屋センター	衛生設備および生産設備増強等
有松工場	衛生設備および生産設備増強等

③ 資金調達の状況

当社グループは、新型コロナウイルス感染症拡大の長期化に備えた運転資金、設備の新設、改装等および借入金返済に充当するため、金融機関より長期借入金19億90百万円の資金調達をしました。

また、当連結会計年度において、第三者割当による第５回新株予約権（行使価額修正条項付）が行使されたことに伴い、33百万円の資金調達を行いました。

④ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑤　吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑥　他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区　　分	第 37 期 (2018年３月期)	第 38 期 (2019年３月期)	第 39 期 (2020年３月期)	第 40 期 (当連結会計年度) (2021年３月期)
売　　上　　高(千円)	7,016,343	7,272,619	7,436,537	5,978,708
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）(千円)	△266,860	36,690	△83,622	△386,805
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）(円)	△37.94	5.21	△11.31	△52.05
総　　資　　産(千円)	4,631,097	4,590,593	4,791,851	5,332,764
純　　資　　産(千円)	921,909	946,923	1,128,552	783,586
１株当たり純資産額（円）	130.96	134.28	151.79	104.12

（注）１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しています。

② 当社の財産および損益の状況

区　　分	第 37 期 (2018年３月期)	第 38 期 (2019年３月期)	第 39 期 (2020年３月期)	第 40 期 (当事業年度) (2021年３月期)
売　　上　　高(千円)	1,727,666	1,679,078	1,649,229	1,396,296
当期純利益又は当期純損失（△）(千円)	△221,106	61,953	△105,634	△317,988
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）(円)	△31.43	8.80	△14.28	△42.79
総　　資　　産(千円)	4,488,281	4,415,442	4,535,231	4,738,506
純　　資　　産(千円)	985,629	1,035,831	1,195,712	919,316
１株当たり純資産額（円）	140.02	146.91	160.84	122.27

（注）１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しています。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ＪＢレストラン株式会社	8,000千円	100.0%	飲食店の店舗運営
株式会社ハートフルワーク	8,000千円	100.0%	コメダ珈琲店フランチャイズ店舗の運営
株式会社ハットリフーズ	10,000千円	100.0%	飲食店の店舗運営
桶狭間フーズ株式会社	8,000千円	100.0%	食材の製造販売

③ 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、コロナ禍の状況変化に即時対応を図りつつ、中長期的観点では、引き続き、収益力の向上、規模の拡大、および財務体質の改善を図るため、内部体制の充実を伴った着実な成長を基本とし、以下の諸施策を推進します。

第一に、組織内への理念共有を一層深化させることで企業体質を強化し、労働環境整備を進める他、社員分配の積極拡大を図るとともに、ホールディング型経営により次世代経営人材の育成を進めます。

第二に、フランチャイズ事業および製造食材販売事業を積極拡大するとともに、新たなM＆Aも視野に入れ、事業領域の拡大と収益構造の改革を推進し、利益体質の向上を図ります。

第三に、主力である直営店でのラーメン・中華事業では、ブランドポートフォリオによる業態戦略を徹底し、差別化と戦略的な投資によって、成長性の下支えを図ります。

第四に、ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）投資の推進により、業務の効率化を推進します。

なお、当社グループは、来る2021年９月に会社設立40周年、同年12月に会社創業50周年の節目を迎えます。今般は、コロナ禍という大変難しい局

面に遭遇をしていますが、変化に対応する知恵を絞り積極果敢に行動することで、企業価値向上に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（2021年３月31日現在）

当社グループの主要事業は、ラーメン・中華料理飲食店の直営店の経営、および「その他部門」として、フランチャイズ事業、当社グループがフランチャイジーとして運営する喫茶店の「コメダ珈琲店」、直営の洋食店「ドン・キホーテ」、ならびに食材等の外部販売により構成されています。

事業区分	業態区分
ラーメン部門	「一刻魁堂」、「桶狭間タンメン」、「有楽家（横浜家系ラーメン）」、「ロンフーエアキッチン」
中華部門	「ロンフーダイニング」、「ロンフービストロ」、「ロンフーパティオ」、「ロンフーキッチン加木屋中華」
その他部門	フランチャイズ事業、「珈琲所コメダ珈琲店」、「ドン・キホーテ」、食材等の外部販売

(6) 主要な営業所および工場（2021年３月31日現在）

① 当社

本　　社　名古屋市緑区桶狭間切戸2217番地

② ＪＢレストラン株式会社

本　　社　名古屋市緑区桶狭間切戸2217番地

営業店舗

業態別	店舗数	都道府県別
一刻魁堂	43	埼玉県1店 千葉県1店 神奈川県1店 岐阜県7店 静岡県3店 愛知県26店 三重県3店 広島県1店
桶狭間タンメン	5	岐阜県1店 愛知県3店 三重県1店
有楽家（横浜家系ラーメン）	4	愛知県3店 三重県1店
ロンフーエアキッチン	1	愛知県1店
ロンフーダイニング	16	東京都1店 静岡県1店 愛知県3店 滋賀県1店 大阪府2店 兵庫県1店 奈良県1店 岡山県1店 広島県2店 福岡県3店
ロンフービストロ	3	愛知県2店 広島県1店
ロンフーパティオ	1	愛知県1店
ロンフーキッチン加木屋中華	1	愛知県1店

③ 株式会社ハートフルワーク

本　　社　名古屋市緑区桶狭間切戸2217番地

営業店舗

業態別	店舗数	都道府県別
コメダ珈琲店	8	埼玉県2店 東京都2店 静岡県4店

④ 株式会社ハットリフーズ

本　　社　名古屋市緑区桶狭間切戸2217番地

営業店舗

業態別	店舗数	都道府県別
ドン・キホーテ	3	愛知県3店

⑤ 桶狭間フーズ株式会社

本　　社　名古屋市緑区桶狭間切戸2217番地

名古屋センター　名古屋市緑区桶狭間切戸2217番地

有　松　工　場　名古屋市緑区野末町405番地

(7) 使用人の状況（2021年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前期末比増減
166(605) 名	▲37(▲161) 名

（注）使用人数は就業員数であり、パート・アルバイト等は（ ）内に年間の平均人員を外数（１日８時間換算人数）で記載しています。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均勤続年数
22(10) 名	▲6(▲2) 名	10.4年

（注）１．使用人数は就業員数（当社から社外への出向者を除いております。）であり、パート・アルバイト等は（ ）内に年間の平均人員を外数（１日８時間換算人数）で記載しています。
２．平均勤続年数の数値には、パート・アルバイト等の数値は含まれていません。

(8) 主要な借入先の状況（2021年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	919,284千円
三井住友信託銀行株式会社	501,190千円
株式会社商工組合中央金庫	400,000千円
碧海信用金庫	241,710千円
株式会社十六銀行	232,507千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況（2021年３月31日現在）

(1) 株式の状況

① 発行可能株式総数　14,560,000株

② 発行済株式の総数　7,490,800株（自己株式11,250株を含む）

（注）第三者割当による第５回新株予約権（行使価額修正条項付）が行使されたことに伴い47,800株、および譲渡制限付株式報酬として9,500株の新株式を発行したことにより、発行済株式の総数は57,300株増加しています。

③ 株主数　5,972名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
十一番株式会社	580,000株	7.75%
株式会社グルメ杵屋	473,200株	6.33%
椋本充士	397,200株	5.31%
尾家産業株式会社	353,600株	4.73%
アリアケジャパン株式会社	347,600株	4.65%
新美司	267,000株	3.57%
サッポロビール株式会社	258,000株	3.45%
ＮＩＭホールディングス有限会社	250,008株	3.34%
株式会社折兼	184,000株	2.46%
北沢産業株式会社	176,000株	2.35%

（注）持株比率は自己株式（11,250株）を控除し、小数点第３位以下を四捨五入して計算しています。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）	7,400株	３名

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

３．会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2021年３月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	新美　司	
常務取締役	伊藤真一	商品部・店舗開発部・教育訓練部担当 ＪＢレストラン株式会社取締役 桶狭間フーズ株式会社取締役 株式会社ハットリフーズ取締役
取締役	亀岡　巧	経営企画部担当 経営企画部長 株式会社ハートフルワーク代表取締役社長 桶狭間フーズ株式会社取締役
取締役	稲本和彦	株式会社グルメ杵屋執行役員待遇 株式会社グルメ杵屋レストラン代表取締役社長
取締役 （常勤監査等委員）	伊藤眞一郎	
取締役 （社外監査等委員）	木村元泰	公認会計士・税理士 木村元泰会計事務所代表 富士精工株式会社監査役
取締役 （社外監査等委員）	岩瀬余止秀	
取締役 （社外監査等委員）	榊原陽子	株式会社マザーリーフ代表取締役 さくら社会保険労務士法人代表社員 一般社団法人ＣＡネットワーク常務理事

（注）１．取締役稲本和彦氏は、社外取締役です。

２．取締役（監査等委員）木村元泰氏、岩瀬余止秀氏および榊原陽子氏は社外取締役であります。

３．情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために伊藤眞一郎氏を常勤の監査等委員として選定しています。

４．当社は社外取締役（監査等委員である社外取締役も含む。）および常勤監査等委員との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく賠償責任限度額は、それぞれ、法令が定める額を限度としています。

５．取締役稲本和彦氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。

６．取締役（社外監査等委員）木村元泰氏、岩瀬余止秀氏および榊原陽子氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。

7．取締役（社外監査等委員）木村元泰氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
8．常務取締役伊藤真一氏は、2021年６月25日をもって、ＪＢレストラン株式会社取締役、桶狭間フーズ株式会社取締役および株式会社ハットリフーズ取締役を退任する予定です。
9．取締役亀岡巧氏は、2021年６月25日をもって、桶狭間フーズ株式会社取締役を退任する予定です。

(2) 取締役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の報酬（千円）		対象となる役員の員数（名）
		固定報酬	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	40,488 (777)	35,877 (777)	4,611 (－)	４名 （１名）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	5,883 (2,886)	5,883 (2,886)	－ (－)	４名 （３名）
合計 （うち社外取締役）	46,371 (3,663)	41,760 (3,663)	4,611 (－)	８名 （４名）

② 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「④ 取締役の個人別報酬の方針および決定方法」のとおりです。また、当事業年度における交付状況は、「２．（１）⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載しています。

③ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2016年６月27日第35期定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役分は20百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいています。当該株主総会終結時点の取締役の員数は４名（うち、社外取締役は１名）です。

また、2017年６月26日第36期定時株主総会において、譲渡制限付株式付与のための報酬額（社外取締役および監査等委員を除く。）として年額20百万円以内と決議いただいています。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役および監査等委員を除く。）の員数は３名です。

取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年６月27日第35期定時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいています。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は４名です。

④　取締役の個人別報酬の方針および決定方法

(取締役の個人別報酬の決定方法の概要等)

1．取締役の報酬は、その範囲およびその限度額を株主総会において決議を受けた上で、個人別の取締役に対する具体的金額、支給の時期等につきましては、独立社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会において審議の上、取締役会で決定することとしています。

2．取締役の報酬は、次の２つの報酬により構成されています。ただし、社外取締役は（a）（月次で支給する固定報酬の金銭報酬）に限るものとしています。

（a）月次で支給する固定報酬の金銭報酬

（b）年次で付与する譲渡制限付株式による非金銭報酬等（取締役が当社から支給される金銭報酬債権の全部を出資債権として払込み、取締役に対して当社の普通株式を付与するもの。以下同じ）

3．取締役の報酬は、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとしてその報酬水準を踏まえた上で、指名報酬委員会において検討を行うこととしています。

(月次で支給する固定報酬の決定の方法等)

4．取締役の固定報酬は月額とし、取締役が選任された定時株主総会が開催された日が属する月の翌月より、翌年の定時株主総会が開催される日が属する月までの通常12か月を対象としています。その対象となる月の中で当該の取締役が取締役として在籍した月に対して当該月分をその翌月中に本人の銀行口座へ振り込むことにより、固定報酬を支払うものとしています。

ただし、臨時株主総会において選任された取締役に関しては、別途に当該の取締役に対する固定報酬の対象とする月を決定します。

5．前項の取締役の固定報酬は、個人別の取締役としての役職に応じて決定し、その役職は、取締役社長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役（常勤）、および取締役（非常勤）、以上の各役職に対応するものとしています。役職別の月額での具体的金額については、独立社外取締役が過半数を占める指名方報酬委員会において審議の上、取締役会で決定するものとしています。

(年次で付与する譲渡制限付株式の決定の方法等)

6．取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下同じ）に対する譲渡制限付株式の付与は、定時株主総会で選任された取締役に対して行うものとし、定時株主総会開催日から１ヶ月以内に開催される取締役会において決議し付与するものとしています。

7．前項の非金銭報酬等としての譲渡制限付株式の付与は、当該の取締役会決議における付与の日が属する月の個別の取締役の固定報酬の月額に応じて決定されるものとし、その月額に対して同非金銭報酬を付与する倍率の決定は、独立社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会において審議の上、取締役会で決定しています。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

	取締役会（全13回開催）	
	出席回数	出席率
稲本和彦	13回	100%
木村元泰	13回	100%
岩瀬余止秀	12回	92%
榊原陽子	13回	100%

（注）1．取締役稲本和彦氏は、飲食業全般の豊富な経験から適宜発言を行っています。
2．取締役（社外監査等委員）木村元泰氏は、公認会計士・税理士としての専門的見地から適宜意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。
3．取締役（社外監査等委員）岩瀬余止秀氏は、飲食業全般の経験から適宜意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。
4．取締役（社外監査等委員）榊原陽子氏は、社会保険労務士資格を有しており、専門的な知識と経験から適宜意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。

	監査等委員会（全13回開催）	
	出席回数	出席率
木村元泰	13回	100%
岩瀬余止秀	11回	85%
榊原陽子	13回	100%

（注）1．取締役（社外監査等委員）木村元泰氏は、監査等委員会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っています。
2．取締役（社外監査等委員）岩瀬余止秀氏は、監査等委員会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っています。
3．取締役（社外監査等委員）榊原陽子氏は、監査等委員会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っています。

② 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

・取締役稲本和彦氏は、株式会社グルメ杵屋執行役員待遇、株式会社グルメ杵屋レストラン代表取締役社長であります。株式会社グルメ杵屋は当社の大株主であり、当社との間で資本業務提携を行っています。当社とその他の兼職先との間には、特別の関係はありません。

・取締役（社外監査等委員）木村元泰氏は、木村元泰会計事務所代表を兼務していますが、当社と同会計事務所との間に重要な取引関係はありません。

・取締役（社外監査等委員）木村元泰氏は、富士精工株式会社監査役であります。当社と富士精工株式会社との間には、特別の関係はありません。

・取締役（社外監査等委員）榊原陽子氏は、株式会社マザーリーフ代表取締役、さくら社会保険労務士法人代表社員、および一般社団法人ＣＡネットワーク常務理事を兼務していますが、当社との間に重要な取引関係はありません。

４．会計監査人の状況

(1) 名称

桜橋監査法人

(2) 報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	11,300千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	11,300千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

２．当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意をしています。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

５．会社の体制および方針

(1) 業務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

① 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

１．当社および子会社の取締役および使用人が法令・定款を遵守し、倫理観を持ち行動することができるよう倫理綱領ならびにコンプライアンス規程を定め、コンプライアンス体制の維持・向上を図る。

２．内部統制および企業倫理の責任体制を明確化するため、当社の常勤取締役、常勤監査等委員、全部室長および子会社の代表取締役で構成するコンプライアンス委員会を設置し、当委員会を通じて当社および子会社にわたるコンプライアンスの醸成に努めるとともに、リスクマネジメントを図る。

３．当社は、監査等委員会を設置するとともに、複数の社外取締役を選任し、取締役の職務の執行について法令・定款に適合することを監視する。

４．内部監査を定期的に実施し、法令・定款および当社ならびに子会社の規程に準拠し業務が適正に行われているか監査する。内部監査は、当社の代表取締役直属の内部監査室を設置し、専任体制により、当社および子会社を対象に計画的に実施し、監査結果は当社の代表取締役へ報告するとともに、子会社を含む被監査部署の改善事項の進捗状況も報告する。

５．コンプライアンス規程内に内部通報制度を制定し、当社および子会社の通報・相談を推進するための「内部通報窓口」を設置し、未然防止および事実の早期把握と牽制機能を確保する。

６．その他、顧問弁護士、会計監査人および外部専門家等の助言を参考に、コンプライアンス体制の確立に取り組む。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

１．取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、法令および文書管理規程に基づき、定められた期間保存する。

2．取締役の職務の執行に必要な文章について、取締役（監査等委員である取締役含む。）から閲覧の要請があった場合には速やかに対応する。

③　当社および子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1．当社および子会社の事業活動上の重大な事態が発生した場合には、コンプライアンス規程、安全衛生規程、および衛生管理規程等に基づき、関係委員会の開催および対策本部の設置等により、迅速かつ的確な対応を行うとともに、損失・被害等を最小限にとどめる体制を取るものとする。

2．必要に応じ顧問弁護士等の外部専門家にアドバイスを受け、法的リスクの軽減に努める。

④　当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1．当社の取締役会を毎月開催し、取締役会規程により定められた事項およびその付議事項は、すべて当社の取締役会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行う。なお、取締役会には、取締役（監査等委員である取締役含む。）の他、執行役員および子会社の代表取締役も出席させ、付議事項について説明を求めるとともに、必要に応じて意見等を聴取する。また、子会社においても、必要に応じて子会社の取締役会を開催するものとする。

2．取締役会では定期的に各取締役の他、執行役員および子会社代表取締役から職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性および効率性の監督等を行う。

3．日常の職務執行については、職務権限規程および業務分掌規程等の規程に基づき権限の委譲を行い、権限と責任を明確化して迅速な職務の執行を確保するとともに、必要に応じて規程の見直しを行い、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を維持する。

4．経営環境の変化に迅速かつ的確に対応するため、執行役員制度を導入するとともに、常勤取締役、常勤監査等委員、全部室長および子会社の代表取締役が出席する「経営会議」を原則として隔週１回程度開催し、業務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から確認、報告することにより意思決定の迅速化を図る。

⑤　当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

１．当社および子会社のそれぞれが自立的に業務の適正を確保するための体制を整備することを基本とし、そのうえでＪＢイレブングループ共通の規程に基づき適切な管理を行う。

２．子会社の代表取締役は、各子会社での取締役会における報告事項および決議事項等の状況の他、子会社における重要事項および個別経営課題等について、当社の経営会議において適宜報告をする。

３．当社の取締役および執行役員の一部が、子会社の取締役を兼務し、子会社の運営を監視・監督する。また、当社の監査等委員は、適宜子会社の監督を行い、子会社の業務の適正を確保する体制を整備する。

４．子会社は、当社の内部監査室による定期的な内部監査の対象とし、監査の結果は当社の代表取締役に報告を行う。

⑥　監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および使用人を置くことを求めた場合における事項ならびに当該取締役および使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項

１．監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、必要に応じて監査等委員の職務を補助する取締役および使用人として適切な人材を配置することができる。

２．監査等委員の職務を補助すべき取締役および使用人に関する評価、その異動、選任については、監査等委員会の同意を要する。

３．監査等委員を補助すべき取締役および使用人に対する指揮命令権限は、監査等委員または監査等委員会に帰属するものとし、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令は受けないものとする。

⑦　取締役および使用人が監査等委員に報告するための体制および当該報告した者が報告したことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

１．監査等委員は、取締役会およびその他の重要な会議に参画し、報告を求めることができる。また、監査等委員が必要と判断する会議の議事録について、閲覧することができる。

２．当社および子会社の取締役および使用人は、当社および子会社に重大な法令・定款違反および会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知った場合は、速やかにその事実を監査等委員に報告する。

3．監査等委員は、その職務執行上必要と判断した事項について、当社および子会社の取締役および使用人に報告を求めることができる。
4．当社および子会社は、監査等委員へ報告を行った当社および子会社の取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

⑧ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1．監査等委員は、代表取締役と定期的または必要に応じて面談し、経営方針、その他必要事項および監査上の重要な課題等について意見交換する。
2．監査等委員は、会計監査人および内部監査室との連携を図るため、随時会合を持つ。
3．監査等委員は、必要に応じて顧問弁護士等の意見と助言を求めることができる。
4．当社は、監査等委員から所要の費用の請求を受けた時は、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の有効性を評価・報告する体制を整備する。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本方針
当社および子会社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを「倫理綱領」に定め、基本方針とする。また、必要に応じて警察や顧問弁護士などの外部の専門機関とも連携を取る。

(2) 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

当社および子会社における業務の適正を確保する体制の主な運用状況の概要は以下のとおりです。

① 内部統制システム基本方針の改定内容の周知
当社は、2018年３月８日の当社取締役会の決議により内部統制システム基本方針の内容を一部改定しました。当該変更の後にその趣旨、内容につきまして当社および子会社に説明を行い、当該内部統制システム基本方針の周知を図り、対応を指示しました。

② コンプライアンスについて

企業倫理、コンプライアンスの一層の強化を図るため、「コンプライアンス委員会」を設置し、通常３か月に１回、代表取締役社長を委員長として当該委員会を開催しています。また、通常の報告ルートとは異なる内部通報制度を整備し、通報者の保護を図るとともに、不正行為の早期発見と是正に努めています。

③ 監査等委員の職務の執行について

当社の監査等委員は、監査等委員会を月１回定期的に開催し、情報交換を行い、取締役会やその他重要な会議に出席し、また内部監査室および会計監査人と連携して業務監査を実施しました。

④ 内部監査の実施について

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社およびグループ各社の内部監査を実施しました。

当社は、業務の適正を確保するための体制については、定期的な見直しによって改善を図り、より効果的な体制構築に努めています。

６．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営政策の一つと認識しており、今後の事業展開、および財務体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、業績に裏打ちされた安定配当の維持継続を基本方針としています。

しかしながら、当事業年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を強く受けたことで、２期連続して親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、期末の利益剰余金のマイナスが継続しています。つきましては、誠に遺憾ではございますが、2020年11月11日付で開示しました「2021年３月期業績予想および配当予想に関するお知らせ」に記載のとおり、当期の期末配当は見送らせていただきます。

また、次期の配当につきましては、新型コロナウイルス感染拡大による社会活動および経済活動の混乱収束が見通せず、現時点では、業績に影響を与える未確定要因が多いことにより、連結業績予想の合理的な算定が困難と判断し、当面は未定とさせていただきます。

なお、剰余金の配当につきましては、2015年６月29日開催の第34期定時株主総会において、会社法第459条第１項の規定に基づき、取締役会の決議によって定める旨を定款に規定しています。

連結貸借対照表

(2021年３月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	**2,252,347**	**流動負債**	**1,678,682**
現金及び預金	1,646,064	買掛金	221,608
売掛金	111,239	１年内返済予定の長期借入金	961,308
預入金	85,639	リース債務	16,091
店舗食材	17,067	未払金	65,350
仕込品	35,312	未払費用	301,493
原材料及び貯蔵品	17,778	未払法人税等	9,685
前払費用	65,183	未払消費税等	26,032
未収入金	258,424	預り金	23,049
その他	17,380	前受収益	3,379
貸倒引当金	△1,743	賞与引当金	27,704
固定資産	**3,080,417**	その他	22,981
有形固定資産	**2,091,810**	**固定負債**	**2,870,495**
建物	1,276,734	長期借入金	2,508,590
構築物	67,599	リース債務	39,920
機械及び装置	11,489	退職給付に係る負債	45,916
車両運搬具	1,353	資産除去債務	245,971
工具、器具及び備品	110,614	繰延税金負債	4,857
土地	578,530	その他	25,240
リース資産	40,785	**負債合計**	**4,549,178**
建設仮勘定	4,704	**純資産の部**	
無形固定資産	**63,559**	**株主資本**	**768,265**
のれん	45,041	資本金	839,134
ソフトウェア	8,172	資本剰余金	444,629
リース資産	4,676	利益剰余金	△515,066
電話加入権	5,668	自己株式	△430
投資その他の資産	**925,047**	**その他の包括利益累計額**	**10,536**
投資有価証券	119,198	その他有価証券評価差額金	10,536
出資金	40	**新株予約権**	**4,784**
長期前払費用	60,894	**純資産合計**	**783,586**
差入保証金	604,705		
繰延税金資産	51,351		
その他	88,856		
資産合計	**5,332,764**	**負債純資産合計**	**5,332,764**

連結損益計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**5,978,708**
売上原価		**1,771,566**
売上総利益		**4,207,142**
販売費及び一般管理費		**4,294,689**
営業損失		**87,547**
営業外収益		
受取利息	15	
受取配当金	76	
賃貸不動産収入	15,326	
協賛金収入	7,775	
自動販売機収入	5,582	
保険差益	4,594	
その他	5,580	38,951
営業外費用		
支払利息	20,651	
賃貸不動産費用	13,070	
その他	2,427	36,148
経常損失		**84,744**
特別利益		
助成金収入	240,393	240,393
特別損失		
固定資産除却損	5,478	
固定資産売却損	2,796	
減損損失	318,841	
退店に伴う損失	52,476	
臨時休業等による損失	164,171	543,764
税金等調整前当期純損失		**388,115**
法人税、住民税及び事業税	8,388	
法人税等調整額	△9,698	△1,310
当期純損失		**386,805**
親会社株主に帰属する当期純損失		**386,805**

貸借対照表

(2021年３月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	**1,798,232**	**流動負債**	**1,433,473**
現金及び預金	1,103,878	1年内返済予定の長期借入金	961,308
売掛金	28,908	リース債務	16,091
預入金	80,578	未払金	113,181
貯蔵品	311	未払費用	287,577
前払費用	46,669	未払法人税等	1,084
未収入金	493,384	未払消費税等	9,239
関係会社短期貸付金	30,300	預り金	16,185
その他	15,944	前受収益	3,379
貸倒引当金	△1,743	賞与引当金	2,767
固定資産	**2,940,273**	その他	22,657
有形固定資産	**1,915,192**	**固定負債**	**2,385,716**
建物	1,118,027	長期借入金	2,068,590
構築物	60,725	退職給付引当金	45,916
機械及び装置	8,248	資産除去債務	206,471
車両運搬具	903	リース債務	39,920
工具、器具及び備品	104,494	その他	24,819
土地	578,530	**負債合計**	**3,819,190**
リース資産	40,785	**純資産の部**	
建設仮勘定	3,477	**株主資本**	**904,054**
無形固定資産	**18,517**	**資本金**	**839,134**
ソフトウェア	8,172	**資本剰余金**	**444,629**
リース資産	4,676	資本準備金	444,629
電話加入権	5,668	**利益剰余金**	**△379,277**
投資その他の資産	**1,006,563**	その他利益剰余金	△379,277
投資有価証券	116,734	繰越利益剰余金	△379,277
関係会社株式	34,155	**自己株式**	**△430**
出資金	40	**評価・換算差額等**	**10,477**
長期前払費用	57,344	その他有価証券評価差額金	10,477
差入保証金	483,722	**新株予約権**	**4,784**
関係会社長期貸付金	178,100	**純資産合計**	**919,316**
繰延税金資産	41,387		
その他	95,078		
資産合計	**4,738,506**	**負債純資産合計**	**4,738,506**

損　益　計　算　書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		1,396,296
売上原価		63,686
売上総利益		1,332,610
販売費及び一般管理費		1,288,256
営業利益		44,354
営業外収益		
受取利息	2,252	
受取配当金	76	
賃貸不動産収入	15,326	
協賛金収入	7,775	
保険差益	4,594	
その他	5,003	35,028
営業外費用		
支払利息	17,014	
賃貸不動産費用	13,070	
その他	1,571	31,656
経常利益		47,726
特別利益		
助成金収入	1,298	1,298
特別損失		
固定資産除却損	5,478	
固定資産売却損	2,197	
減損損失	318,841	
退店に伴う損失	52,276	378,793
税引前当期純損失		329,768
法人税、住民税及び事業税	1,064	
法人税等調整額	△12,843	△11,779
当期純損失		317,988

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月11日

株式会社ＪＢイレブン
　取締役会　御中

桜橋監査法人
大阪府大阪市

指定社員 業務執行社員　公認会計士　北岡慎太郎　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　椎野友教　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社JBイレブンの2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社JBイレブン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書

において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月11日

株式会社ＪＢイレブン
　取締役会　御中

桜橋監査法人
大阪府大阪市

指定社員
業務執行社員　公認会計士　北岡慎太郎　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　椎野友教　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社JBイレブンの2020年４月１日から2021年３月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正

又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第40期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①　監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、取締役会等の会議に出席し、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、重要な書類を閲覧し、経営管理状況を把握しました。

②　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討しました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人桜橋監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人桜橋監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年５月11日

株式会社ＪＢイレブン　監査等委員会

常勤監査等委員　伊　藤　眞一郎　㊞

監査等委員　木　村　元　泰　㊞

監査等委員　岩　瀬　余止秀　㊞

監査等委員　榊　原　陽　子　㊞

（注）　監査等委員木村元泰、岩瀬余止秀および榊原陽子は、会社法第２条第15号および第331条第６項に規定する社外取締役です。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　資本準備金の額の減少および剰余金の処分の件

１．資本準備金の額の減少の目的

繰越損失を填補し、財務戦略上の柔軟性および機動性を確保するため、会社法第448条第１項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、繰越利益剰余金の欠損填補を行うものです。

２．資本準備金の額の減少の要領

会社法第448条第１項の規定に基づき、資本準備金444,629,211円のうち379,277,684円を減少させ、その他資本剰余金に減少額の全額を振り替えるものです。減少後の資本準備金の額は65,351,527円となります。資本準備金の額の減少の効力発生日は2021年６月29日です。

３．剰余金の処分の要領

会社法第452条の規定に基づき、資本準備金からその他資本剰余金に振り替えられた379,277,684円の全額を繰越利益剰余金に振替え、繰越利益剰余金の欠損を填補するものです。

①　減少する剰余金の項目およびその額

その他資本剰余金	379,277,684円

②　増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金	379,277,684円

③　剰余金の処分の効力発生日

2021年６月29日

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、同じ）全員（４名）が任期満了となります。つきましては、取締役４名の選任をお願いするものです。

なお、本議案に関しては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しています。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	新美　司（にいみ　つかさ） （1963年12月20日生）	1986年８月　当社取締役（非常勤） 1987年９月　当社常務取締役 1991年８月　当社代表取締役専務 1994年７月　当社代表取締役社長（現任） 2010年６月　元気寿司株式会社取締役 2016年６月　桶狭間フーズ株式会社取締役 2017年６月　ＪＢレストラン株式会社取締役 2018年７月　株式会社ハートフルワーク取締役	267,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	伊藤 真一（いとう しんいち） （1974年６月26日生）	1997年４月　当社入社 2010年４月　営業第一部長 2010年７月　執行役員営業第一部長 2011年９月　取締役営業第一部・営業第二部担当 営業第一部長 2011年12月　取締役営業第一部・営業第二部・トレーニング部・品質推進部・商品開発部担当 商品開発部長 2013年４月　取締役営業第一部・営業第二部・営業推進部・製造外販部・商品部担当 商品部長 2014年10月　取締役商品部担当 商品部長 桶狭間フーズ株式会社代表取締役社長 2015年８月　取締役総務部・経理部・経営管理部担当 総務部長 桶狭間フーズ株式会社取締役（現任） 2016年２月　ＪＢレストラン株式会社取締役（現任） 2016年６月　取締役総務部・経理部・経営管理部担当 総務部長 兼 経営管理部長 2017年４月　取締役総務部・経理部担当総務部長 2017年８月　取締役商品部担当商品部長 2018年３月　取締役商品部・店舗開発部・教育訓練部担当 商品部長 2018年６月　常務取締役商品部・店舗開発部・教育訓練部担当 商品部長 2020年４月　常務取締役商品部・店舗開発部・教育訓練部担当（現任） 2020年６月　株式会社ハットリフーズ取締役（現任） （重要な兼職の状況） ＪＢレストラン株式会社取締役 桶狭間フーズ株式会社取締役 株式会社ハットリフーズ取締役	25,200株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	亀岡（かめおか） 巧（さとし） （1972年10月７日生）	1995年４月　当社入社 2003年９月　取締役商品部長 2004年６月　取締役商品部長兼第３事業部長 2004年10月　取締役業態開発部長 2005年５月　取締役商品部長 2007年３月　取締役総務部長 2009年５月　取締役品質推進部・商品開発部担当 商品開発部長 2011年５月　取締役人事部・総務部担当 人事部長兼総務部長 2011年９月　取締役人事部・総務部・経理部担当 総務部長 2012年１月　取締役総務部・経理部・経営推進室担当 総務部長 2012年４月　取締役総務部・経理部担当 総務部長 2014年４月　取締役総務部・経理部・経営管理部担当 総務部長 2014年10月　ＪＢレストラン株式会社取締役 桶狭間フーズ株式会社取締役 2015年８月　取締役商品部担当 商品部長 桶狭間フーズ株式会社代表取締役社長 2016年２月　取締役商品部担当 2016年６月　桶狭間フーズ株式会社代表取締役社長 2018年７月　取締役経営企画部担当 経営企画部長（現任） 2018年11月　株式会社ハートフルワーク代表取締役社長（現任） 桶狭間フーズ株式会社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ハートフルワーク代表取締役社長 桶狭間フーズ株式会社取締役	40,872株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	稲本和彦（いなもとかずひこ） （1962年７月13日生）	1985年２月　両国食品株式会社（現株式会社グルメ杵屋）入社 1999年10月　同社そば事業部東地区第二部部長委嘱 2004年６月　元気寿司株式会社監査役 2005年４月　株式会社グルメ杵屋そば東カンパニー社長委嘱 2009年４月　同社そば東部門執行役員 2010年４月　同社東日本営業部門執行役員 2011年４月　元気寿司株式会社新業態開発担当執行役員 2012年４月　株式会社グルメ杵屋営業推進部門執行役員兼店舗開発部長 2012年６月　大阪木津市場株式会社取締役 2013年４月　株式会社グルメ杵屋商品仕入物流部門執行役員 2014年４月　同社うどん・そば部門執行役員 2015年10月　同社執行役員待遇（現任） 株式会社グルメ杵屋レストランうどん・そば部門担当取締役 2017年４月　株式会社銀座田中屋取締役 2019年６月　当社社外取締役（現任） 2020年４月　株式会社グルメ杵屋レストラン代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社グルメ杵屋執行役員待遇 株式会社グルメ杵屋レストラン代表取締役社長	－

（注）１．各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．稲本和彦氏は、社外取締役候補者です。

３．稲本和彦氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会の終結の時をもって２年です。

４．社外取締役候補者の選任理由について
稲本和彦氏は、株式会社グルメ杵屋の子会社である株式会社グルメ杵屋レストラン代表取締役社長の経験等、飲食業全般の経験を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役候補者とするものです。

５．稲本和彦氏と当社との間で会社法第427条第１項の規定に基づき同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が再任されますと当該契約を継続する

予定です。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める額を限度としています。

6．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により塡補することとしています。各候補者の再任が承認された場合は、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しています。

7．当社は、稲本和彦氏を名古屋証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定です。

＜ご参考＞取締役会の構成（本総会終結後の予定）

下記の一覧表は、各自の有する全ての経験を表すものではありません。ご参考までに各取締役候補者に特に期待する分野を２つ、各監査等委員に特に期待する分野を１つ記載しています。各候補者の「略歴、地位、担当および重要な兼職の状況」も併せてご覧ください。

		各取締役に特に期待する分野						
		企業経営	事業戦略	商品開発	営業・マーケティング	財務会計	人事・労務	法務リスク管理
取締役	新美　司	○	○					
	伊藤 真一		○	○				
	亀岡　巧		○		○			
	稲本 和彦	○			○			
監査等委員	伊藤 眞一郎		○					
	木村 元泰					○		
	岩瀬 余止秀							○
	榊原 陽子						○	

第３号議案　補欠の監査等委員である取締役２名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第３項の規定に基づき、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役２名の選任をお願いするものです。

田島清司氏は伊藤眞一郎氏の補欠、花井勉氏は木村元泰氏、岩瀬余止秀氏、および榊原陽子氏の補欠としての候補者です。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ています。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	田島清司（たじまきよし） （1951年９月６日生）	1974年４月　株式会社十六銀行入行 2002年６月　十六ビジネスサービス株式会社常務取締役（出向） 2006年１月　社団法人岐阜県経済同友会専務理事事務局長（転籍） 2009年６月　株式会社桜井グラフィックシステムズ工場総務部長（転籍） 2012年４月　同社専務取締役生産技術本部長（工場長）兼管理部長兼中部営業所長 2013年６月　富士変速機株式会社パーキング事業部参事 2014年７月　同社業務部長 2017年３月　同社管理部参事 2019年４月　同社管理部部長補佐 2020年２月　当社入社　人事部・総務部・経理部担当役員付部長（現任）	－
2	花井勉（はないつとむ） （1959年４月10日生）	1983年４月　大和證券株式会社入社 1996年４月　中小企業診断士登録 1998年４月　有限会社プロップ設立代表取締役 2000年12月　ＪＲＣＡ品質マネジメントシステム主任審査員登録 2009年12月　株式会社プロップ代表取締役（現任）	－

（注）１．各補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．花井勉氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者です。
３．花井勉氏は、経営コンサルタントおよび中小企業診断士として培われた見識を、当社の経営監視体制強化に活かしていただくため、補欠の社外取締役候補者とするものです。
４．田島清司氏および花井勉氏が監査等委員である取締役に就任された場合には、当社との間で会社法第427条第１項の規定に基づき同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める額を限度としています。

以上

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：日本ガイシフォーラム２階レセプションホール
名古屋市南区東又兵エ町五丁目１番地の16
TEL 052-614-3131



交通　●ＪＲ東海道線「笠寺駅」下車、連絡橋で徒歩３分
（ＪＲ名古屋駅から東海道線上りの普通電車にて約10分で笠寺駅です。
なお、快速電車等は笠寺駅に停車しませんのでご注意ください。）
●名古屋市バス基幹１　栄→笠寺駅「笠寺駅」下車、連絡橋で徒歩３分

＊　有料駐車場は、満車のため利用できないことがありますので、公共交通機関のご利用をお願いいたします。